

今、メディアで話題の最新治療が一部保険適応となりました。

2014年4月の健康保険改正により、今まで自費治療適応のCAD・CAM治療の一部が健康保険適応で提供できることとなりました。歯科用のCAD/CAMシステムは、歯の修復物や、被せものをコンピューターで設計し、製造するものです。この治療は特殊機材が必要なため、治療を受けれる医院が限られており日本ではわずか**5%**の医院での取り扱いとなります。詳しくはスタッフまでお気軽にお問い合わせください。

今回は、一昨年前からCAD/CAMシステムを導入している当院での治療の流れをご紹介します



① 従来通りの型取りを行った後に石膏作業模型を製作します。



② 計測装置を用いて模型を3Dスキャンします！



③



④ コンピュータに取り込まれた歯の模型です。



⑤

極めて多数の歯の形状データに基づいて歯の形状を瞬時に掲示してくれます。



⑥

さらに、歯科医師による形状の修正を行います。



⑦

3Dデータを元にミリング（切削）加工により材料を成形。



出来上がった被せものを歯科医師が調整。



⑧

完成！

Before



After

保険適応の基準

- ★厚生労働省基準の認可された歯科医院であること
- ★歯科用CAD/CAM装置と材料を使用し、作製すること
- ☆第一小白歯、第二小白歯の被せもののみ

※第臼歯、詰め物形状の修復物は保険適応が認められていません